

令和 7 年度第 1 回茅ヶ崎市みどり審議会 会議録

議題	1 「茅ヶ崎市みどりの基本計画 生物多様性ちがさき戦略」における進捗状況報告（令和 6 年度実施事業）について（報告） 2 森林環境譲与税の使用実績等について（報告） 3 その他
日時	令和 7 年 7 月 3 日（木）午後 3 時 3 0 分～午後 4 時 3 0 分
場所	茅ヶ崎市役所 分庁舎 5 階 A 会議室
出席者氏名	委員 一ノ瀬委員（会長）、小谷委員、岡田委員、萩原委員、岡本委員、久保田委員 欠席委員 荒井委員 事務局 都市部 深瀬部長 都市部景観みどり課 高山課長、横田課長補佐、白濱主査、藤沼主任、北澤主任、横井主事
会議資料	別紙のとおり
会議の 公開・非公開	公開
非公開の理由	—
傍聴者数	0 人

○会議の開催にあたり、事務局から次のとおり報告があった。

- ・委員の過半数が出席しているため、審議会規則第 5 条に基づき、本会議は成立していること。
- ・会議の内容は公開とすること。
- ・会議については会議録作成及び公表のため録音されること。

○人事異動に伴い、事務局職員の紹介があった。

議題1 「茅ヶ崎市みどりの基本計画 生物多様性ちがさき戦略」における進捗状況報告（令和6年度実施事業）について（報告）

○会長

それでは、皆さん改めて、こんにちは。本日もよろしくお願いいたします。本日は報告事項が2件とその他の議題となっています。

まずは、議題1「茅ヶ崎市みどりの基本計画 生物多様性ちがさき戦略」の進捗状況報告書（案）（令和6年度実施事業）になります。

報告は、基本方針ごとに御説明いただき、質疑応答を設ける流れで進めたいと思います。

それでは、議題1について、事務局より御報告をお願いいたします。

○事務局

それでは、報告事項1 茅ヶ崎市みどりの基本計画 生物多様性ちがさき戦略における進捗状況報告書（案 令和6年度実施事業）について、御報告いたします。

この進捗状況報告は、本計画の第6章「計画の推進に向けて」に位置付けた、「計画の適正な進行管理」に基づき、計画の着実な推進を図るため、各課かいにおける取り組みを施策の進捗状況として、審議会に報告するものです。

資料1 3ページを御覧ください。

御存じのことと思いますが、本計画は、目指すべきみどりの将来像を「人と生きものが共生するみどりのネットワーク」とし、「私たちの生活と生物多様性を支えるみどりを協働により次世代に継承します」という基本理念のもと、

- ・「人々が身近にふれあうみどりの充実」
- ・「生きものが生息・生育するみどりの確保」
- ・「みどりと人々がであう協働の仕組みづくり」

の3つの基本方針を定め、方針ごとに計画の進捗状況を確認する指標をそれぞれ定めております。

ページ番号は、各指標の該当ページを示しています。

また、方針ごとに本市が行う各施策を位置づけており、矢印は各施策内の活動内容において、前年度と比較した際の活動傾向を示しております。

この報告書は、3つの基本方針に位置けた施策に対する各課の取り組みを取りまとめたものとなっております。

本日、事務局からは主に令和6年度の取組に基づく各基本方針の自己評価及び課題と今後の方向性について、御説明をさせていただきます。

まず、基本方針1「人々が身近にふれあうみどりの充実」の進捗状況について御説明いたします。

8ページをお開きください。

本方針に基づく取組は、主に公園や市街地に残された樹林などの民有地、街路樹など様々なみどりの保全・再生・創出に取り組み、みどりとのふれあいの提供や、みどりの多様な機能を活用して、豊かな生活を送ることができるまちづくりを推進することを目指すものとなっております。

9 ページを御覧ください。

計画の進捗状況を確認する指標のうち、「緑地の確保量」については、市街化区域においては8.20%から7.99%に、都市計画区域面積における緑地面積の割合については18.15%から18.06%に、昨年度と比較してそれぞれ減少しています。

一方、もう一つの指標である「都市公園等の施設として整備すべき緑地」におきましては、都市公園及び都市公園等の市民一人当たり面積共に、昨年度に比べ微増しています。

8 ページにお戻りください。

昨年度実施した施策としましては、市街化区域におけるみどりの保全・確保のため、都市公園の整備や保存樹林の継続、生産緑地の指定など民有地におけるみどりの保全等に継続して取り組んでいます。

開発行為等にあたっては敷地面積に応じて公園や緑地の整備が行われているものの、公園や緑地が不足している地域への整備等、みどりによるうるおいのある空間整備に引き続き取り組んでいく必要があります。

新たな施策実績としては、「公共施設のみどりの充実」として、（仮称）松林地区地域集会施設等複合施設（コミュニティセンター）整備に伴う緑化計画において、特に四季が感じられる花や実がなるような植栽計画となるよう事業者及び主管課と協議を行うことで、地域のモデルとなる緑化の推進に取り組みました。

また、道路や水路のみどりについては、施設管理面における維持管理の実施とともに、みどりの保全に取り組んでおります。

次に、課題と今後の方向性について申し上げます。

特に市街化区域における緑地面積が減少傾向にあることが中心的な課題であると考えております。

今後につきましても、開発行為等によるみどりの減少が予想されることから、様々な媒体を活用してみどりの持つ多面的機能やその効果に関して周知啓発を行うとともに、保存樹林の地権者等の協力を得ながら、市街地に残された貴重なみどりの保全に取り組んでいくほか、市民緑地制度や特定生産緑地制度の活用など、日常生活にうるおいを与えるみどりの保全・再生・創出に取り組んでまいります。

また、公共施設におけるみどりについては、高度成長期に建設された施設が多くなっており、樹木の高木化や枯損木の発生等の課題が生じています。小・中学校においては樹木点検を行い、倒木のおそれがある樹木については随時対応する方針としており、生

物多様に配慮した維持管理を行っていく必要があるものと考えます。

方針1の自己評価については、以上となります。

○会長

ありがとうございます。

年度末の審議会の際にお話があったように、これを令和8年度に最終的にまとめて、審議会としての意見を出すこととなりますが、今日は特に前年度、令和6年度分の進捗について、御説明をいただいております。

何か確認したい事項等あれば、聞いていただければと思います。

少しボリュームがあり、全部御説明いただくとかなり時間がかかってしまうため、基本方針ごとに3つに分けてお話をいただいております。

○萩原委員

御説明をいただいた中で、市街化区域の面積における緑地割合が減少しているということですが、主な原因は、今課題として申し上げられていた、民有地において土地が売られてしまうということでしょうか。

○事務局

委員のおっしゃるとおりです。

担当課においても生産緑地の確保については課題としてとらえております。

○萩原委員

もう一点よろしいでしょうか。

都市公園の市民一人当たりの面積が示されておりますが、人口の増減についてはどうなっているのでしょうか。

そこがわかるとより良いかと思い質問させていただきました。

○事務局

人口については、2025年をピークとして、令和6年度からは減少傾向にあります。

開発によるみどりの創出と人口の減少が、一人当たりの緑地の面積に影響しているものと考えております。

○萩原委員

開発事業者の理解も進んでる部分があるということですね。ありがとうございます。

最後に、課題と今後の方向性の2行目について、コロナ禍以降、保存樹林の新規指定が休止していることを課題としてとらえていらっしゃると思いますが、この点について、止まってしまった理由と再開のめどについてお伺いします。

○事務局

コロナ禍以降、市の事業の方向性として、補助金などの事業は縮小傾向となっております。

今後については、今のところ休止状態であるものの、景観みどり課としてはみどりを

守っていきたいという思いがあり、令和８年度からの実施計画策定の中で再開について協議していきたいと考えております。

○萩原委員

ありがとうございます。

○会長

他にはいかがでしょう。

また遡っていただいて結構ですので、そうしましたら次の基本方針に参ります。

○会長

続いて基本方針2について、事務局より御報告をお願いいたします。

○事務局

それでは続いて、基本方針2「生きものが生息・生育するみどりの確保」について御説明いたします。

基本方針2は、生物多様性の保全のため、重要な自然環境の保全と生態系ネットワークの形成、外来種対策など、生きものが生息・生育するみどりの確保に関する取り組みとなります。

37ページを御覧ください。

基本方針2では、計画の進捗状況を確認する指標として「自然環境評価調査での指標種の確認状況」を定めており、令和5年度より3か年かけて第4回茅ヶ崎市自然環境評価調査を実施しています。

調査では、着々と指標種の発見報告が挙げられている一方で、土地が人為的に改変されたことによって植生に大きな変化が起きた地点があることや、昆虫の確認種数や発生時期が例年と異なることから、猛暑等の気候の影響と思われる変化がみられたことが報告されています。

今後、令和7年度上半期にかけて引き続き調査を行い、下半期において調査結果の取りまとめ・分析を行います。

36ページにお戻りください。

各施策の取り組みとしては、生物多様性の保全のため、重要な自然環境の保全と生態系ネットワークの形成及び外来種対策等、生きものが生息・生育するみどりの確保に関する取り組みを推進しました。

市内の特別緑地保全地区である清水谷や赤羽根字十三区周辺をはじめとした特に重要度が高い自然環境が残されている地域においては、市民団体や教育機関、地元企業等との協働により、生物多様性に配慮した保全作業を実施することができました。日頃の保全活動の結果として、樹木が成長して暗くなっていた林床が明るい林床に変化した、外来種の繁殖が抑制できたといった成果が表れています。

保存樹林については、令和元年度より相続の発生等による減少傾向が続いているものの、令和6年度においては地権者等の御理解・御協力のもと25件3.2haの保存樹林が継続され、市街地における生きものの貴重な生息・生育環境及び生息・生育空間をつなぐみどりの確保・保全につながり、生態系ネットワークの維持に寄与しています。

また、絶滅危惧種対策としては、公共工事の予定地において、「茅ヶ崎市レッドリスト2017」における準絶滅危惧種であるマメ科植物のクララの移植を実施しました。

外来種対策については、昨年度に引き続き情報発信や駆除作業に取り組みました。大学等と連携した作業については、例年アメリカザリガニの駆除作業を実施しております

が、今年度については池の浚渫作業を行い、駆除作業としての実施はありませんでした。

続けて、課題と今後の方向性について申し上げます。

生物多様性の保全に向けて、市民団体をはじめ地元企業や教育機関等と重要な自然環境の保全や外来種の拡散防止、生態系ネットワークの形成に取り組んだことで、在来種を中心とした植生への変化や林床環境の改善が見られ、保全活動の成果が表れています。今後についても、関係機関等との連携による継続的な保全活動に取り組んでまいります。

レッドリスト対象種の保全については、開発行為等に伴う移植を実施し、種の保全に寄与している一方で、対象種に応じた適切な生息・生育環境の確保と、移植後の管理方法が課題となっています。

外来種対策としては、令和5年度に市管理水域内で初めて特定外来生物のナガエツルノゲイトウが確認され、駆除作業を実施しました。今後については、定着防止のため引き続きモニタリング及び駆除・根絶に向けた取り組みが必要です。

基本方針2について、説明は以上です。

○会長

ありがとうございます。

ただいま御紹介いただきましたとおり、自然環境評価調査については今まさに調査中のため、ここについてはデータがまだ入らない状態になります。

質問がありましたら、どうぞ。

○久保田委員

36ページの各施策の取組として、地元企業と協働しているものがいくつか出てきていますが、そのような取組は、例えばホームページとかにどの企業がどういうことを一緒にやっけるかわかるようになっているのでしょうか。

やはりそのような企業があるということはすごく自分としては知りたいなと思いますし、またそのような企業があることはとても嬉しいことなので、何かそういうものが掲載されているところがあったら教えてください。

○事務局

協働による保全作業の実施につきましては、景観みどり課のSNSや、市ホームページの「日めくり茅ヶ崎」というページ等において情報発信を行っております。

市のホームページの「日めくり茅ヶ崎」には、日産モータースポーツ&カスタマイズ株式会社様と協働で6月に実施した作業の記事が現在掲載されておりますので、御覧ください。

○久保田委員

結構企業数は多いんでしょうか。

見ればわかると思いますが、どれぐらいの企業数なのかお伺いします。

○事務局

6月に実施した作業におきましては、特定の企業とその関連会社、本市も含めて保全作業を実施しております。

また、その他に実施方針3の60ページにおいて記載しておりますが、工場緑化推進協議会においては、昨年度は2回の作業を実施し、延べ11団体、22名が参加しております。

○久保田委員

ありがとうございます。

○会長

今の御質問の趣旨としては例えば年間に何社ぐらいが参加されてるのかということだと思いますが、それと今御説明された60ページの協議会の活動はイコールではないですよ。

○事務局

はい。

様々な事業者様と様々な形態で保全活動を実施させていただいており、例年把握しているものとして、茅ヶ崎地区にある様々な工場の社員様と合同で実施した工場緑化進協議会の活動を挙げさせていただきました。

その他にも6月に平太夫新田において日産モータースポーツ&カスタマイズ株式会社様と保全作業を実施したり、電源開発様と観察会を実施したり等、個別の活動は行っておりますが、全体の集計は行っておりません*。

○会長

すると、そういったイベントや何らかの協働があったときに、ホームページや広報での紹介はあるものの、数の集計はしていないということですね。

○事務局

はい。

○会長

わかりました。

○萩原委員

説明にはなかった点で目についたのですが、40ページの「生体系ネットワークの形成に向けた自然環境の保全・再生・創出」というところで、活動内容の上から4番目の、保存樹林における生物調査（再掲）という項目について、これが令和5年までは13回となるところ、6年度は1回だけになってしまっていますが、何か理由があるのでしょうか。

○事務局

自然環境評価調査事業等の都合により令和7年度にずれ込んで実施するものとなっ

* 集計したところ、令和6年度においては延べ19社の参加があった。

ております。

○萩原委員

わかりました、ありがとうございます。

このようなものがあると、外来種を結構気にされている方もいらっしゃるので、頻繁に行うことでそういうものを抑えることが可能かなと思って御質問させていただきました。

○会長

ありがとうございます。

○岡田委員

42ページに、絶滅危惧種対策として令和6年度にはクララをミティゲーションしたと書いてありますが、令和3年にもクララを移植しております。

令和2年から検証されている実績として、このような方法でミティゲーションしたものの上手くいかなかったというような、情報の分析はあるのでしょうか。

○事務局

御指摘のありましたミティゲーションにつきましては、継続的・定期的なモニタリングや、維持管理作業が正直なところ十分できていない状況です。

不定期で移植したものの状況確認を行ったり、保全作業は実施しておりますが、状況について公表できるような整理は行っておりません。

○岡田委員

解析ができると、以前どうだったから今回は少し変えようなどといったことができると思います。

他の自治体も同じように興味があると思いますので、ぜひ整理して、又可能なら公開できるよう、お願いします。

○会長

ありがとうございます。

以前も県の遊水地をつくられる事業で御紹介をいただいておりますが、アセスメントを行うような仕組みにはなっていないので、そのあとの経過を追って報告といったことにはこれまでも使っていないのかなと思います。

可能な範囲で適宜御紹介いただけるとよいかと思います。

また、今御指摘のあったこの代償ミティゲーションについて、事前にこの傾向をわかりやすく示してくださいと事務局にお願いをして、「前年度からの推移」欄の矢印を追加してもらいました。

そもそも代償ミティゲーションをしなくてはいいような事業がないと、事業の進捗として数値が増えることもないため、ある意味ではこの矢印の上下は妥当性に欠けるかもしれません。

項目ごとの傾向を示したことで、逆にわかりづらくなってしまう項目もあるということがわかりましたので、今後検討が必要かと思えます。

そうしましたら基本方針3の方も御説明いただき、又全体を通して御質問があればお願いします。

○事務局

基本方針3 「みどりと人々がであう協働のしくみづくり」について御説明します。
50ページをお開きください。

基本方針3は、市民のみどりへの関心を高め本計画を推進していくために、緑化の推進や生物多様性の保全に関する情報発信のほか、市民や事業者、教育機関との連携などにより、みどりと人、または人と人が出会う機会の創出に取り組みました。

51ページを御覧ください。

基本方針3では、計画の推進状況を確認する指標として、みどりや生物多様性に関する市民の意識」が向上することを目標としており、目標を確認するためのアンケートを位置づけており、このアンケートは期末評価において実施することとしております。

アンケートの視点と内容の参考となる調査として、2つの意識調査を定めております。「生物多様性に関する市民の意識」は前回調査時と比較し向上している一方、「みどりの質（満足度）に関する市民の意識」は減少している状況です。

50ページにお戻りください。

各施策の取り組みとしては、緑化の推進や生物多様性の保全に関する情報発信等を実施し、みどりと人々がであいふれあう機会の拡充に取り組みました。

庁内においては、自然環境庁内会議において公共工事に関する情報共有を行うことで、種の保全のための対応策等について検討する機会を確保したほか、専門家による生物多様性に関する啓発講座を、職員及び市民を対象に実施しました。

また、11月に開催した環境フェアにおいては、パネル展示や国内外来種であるモリアオガエルの生体展示により、人々のみどりや生き物等に対する興味や関心の向上のほか、みどりの保全・創出や生物多様性の保全に関する周知・啓発に取り組みました。

市民や事業者と協働で実施する保全作業においては、生物多様性に配慮し、外来種を抜き取った後、植物の高さを残す除草手法を取り入れることで、参加者の生物多様性への理解促進につながるとともに、在来植物への植生の転換が確認できる等、みどりの質の向上につながっています。

令和5年度から開始された企業版ふるさと納税においては、昨年度の寄付額を大きく上回る3件270万円の御寄付をいただき、自然環境評価調査を実施するための財源として活用しています。

課題と今後の方向性について御説明します。

自然環境の保全活動に取り組んでいる市民団体において、高齢化及び人員不足を課題としている団体が多いことから、幅広い世代にアプローチするため、様々な媒体を駆使して観察会等に関する情報発信に取り組む必要があると考えています。

また、特別緑地保全地区等における自然観察会の実施など、子どもたちがみどりにふれあう機会を創出することは、将来のみどりの保全・生物多様性の保全の観点からも大

切な取り組みであるため、教育機関との連携に引き続き取り組みます。

自然環境の保全については、行政だけでできるものではなく、市民をはじめ事業者や教育機関など様々な主体による連携が重要であるため、日頃からの情報共有及び継続的な取り組みを行っていく必要があるものと考えています。

基本方針3について説明は以上となります。

○会長

ありがとうございます。

そうしましたらいかがでしょう。

今御紹介のあった企業版ふるさと納税については、64ページにございます。20万円から270万円に増えており、素晴らしいと思います。

○萩原委員

58ページの「小・中学校におけるみどりや生物多様性に関する理解の促進」のうち、自然観察会の実施について、前年度実績は5校だったものが6年度は1校になってしまっていますが、学校が忙しくなった等の理由がありましたら教えてください。

○事務局

確認し、後程回答させていただきます※。

○萩原委員

わかりました、ありがとうございます。

○会長

他にはいかがでしょうか。

○小谷委員

先ほどの御質問と関連して、この基本方針にある協働の仕組みを強化していく1つの戦略として、教育機関の連携等を出してはいるものの、実現できるのかという疑問があります。

今までの動きを見ていると、大きく減るわけでも増えるわけでもないため、今までどおりのやり方では難しいように感じます。

カリキュラム等が変わってきていますので、今後のやり方としてはそこにある程度アジャストしていかないと厳しいのではないかと思います。

○会長

我々が期末評価をするときに、少し今のようなアイデアを含めてコメントさせていただくことになろうかと思います。

ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

○萩原委員

56ページのみどりの保全等に向けた市民参加及び協働の推進という活動内容のう

※ 1校ではなく7校の誤りであり、資料の訂正を行った。

ち下から3番目の、自然環境保全ボランティア幹旋制度の運用について、登録者数が4人で実際に活動した件数が0件ということは、登録はしてるものの、その受け手側はないということでしょうか。

○事務局

4人の方がボランティアとして登録されているものの、マッチングには結びついていない状況となっております。

○萩原委員

対象となっているのはどのような活動を行うボランティアなのでしょうか。

○事務局

基本は市内で活動されている市民ボランティア団体とマッチングすることになります。小出川や清水谷等、場所ごとに様々な団体がおり、その方々と調整していくという流れになります。

○萩原委員

例えば、草刈りのみであったり、そういうものはちょっとできないというようなことで、マッチングがなかなかうまくいかないといったような状況でしょうか。

○事務局

過去には行ってみてやっぱり合わなかったというようなお話もあり、こちらとしてもやり方を考えていく必要があるだろうと考えております。

○萩原委員

うまく活用できるとすばらしい制度かなと思います。

これが増えればより良いのかなと思い、質問させていただきました。

○会長

ありがとうございます。

そもそも指標としてこういうものが妥当なのかといったところも、最後の評価で私たちからも何らかの提案ができるかと思います。

いずれにしても最初に申し上げたように、今年度も含めて、来年度に最終的な評価をさせていただくこととなります。

今後、内容について御質問等あれば、個別に事務局に御質問いただければと思います。

我々が評価をしなければいけませんので、読み込んでいただき中身を理解することは重要かと思います。そういう意味でも事務局と意見交換をしていければと思います。

基本的には自己評価については報告いただくという形ですので、本件についてはこのぐらいとさせていただき、次の議題に参ります。

議題 2 森林環境譲与税の使用実績等について（報告）

○会長

それでは議題 2 森林環境譲与税の使用実績等について、事務局より御報告をお願いいたします。

○事務局

それでは、議題 2 について説明いたします。

森林環境譲与税は、地球温暖化や災害防止、水源涵養など、森林の公益的機能を発揮させるための森林整備に必要な地方財源を確保するために創設された財源です。法律に基づき、市町村においては、間伐等の「森林の整備に関する施策」と人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の「森林の整備の促進に関する施策」に充てることがとされています。

資料 2 の 1. 譲与開始からこれまでの実績を御覧ください。

本市では、譲与が開始された令和元年度からこれまで、森林環境譲与税の趣旨を踏まえ、市管理地における継続的な森林整備、特別緑地保全地区の用地取得促進、地域産木材の利活用促進に活用しています。

資料 2 の 2. 令和 6 年度実績ならびに別添のページ「R 6 年度事業 茅ヶ崎市における森林環境譲与税の活用について」を御覧ください。こちらは令和 6 年度の譲与税活用実績をまとめたものです。このうち、主要な事業について御報告いたします。

まず、①清水谷等重点保全業務委託が挙げられます。事業費は約 8 9 0 万円で、令和 5 年度から継続して、清水谷特別緑地保全地区内で大規模な樹木の伐採を行っているものです。昨年度においては、枯損木・危険木や隣地への越境木の伐採を中心に、約 4 0 本の伐採・剪定を行いました。

地域産木材の利活用促進事業としては、②清水谷特別緑地保全地区木道撤去及び新設工事を実施しました。事業費は約 7 1 0 万円で、老朽化した木道の架け替えを行ったものです。新しい木道には主に特殊加工をした県産材を用い、一部には前年度清水谷で発生した伐採材を再利用しています。

特別緑地保全地区の用地取得促進としては、⑥清水谷特別緑地保全地区内用地取得経費⑦赤羽根字十三図周辺実測図作成が挙げられます。これらはどちらも特別緑地保全地区内の土地取得にかかる費用で、併せて約 3, 1 6 0 万円となっています。

令和 6 年度実績をまとめますと、事業費総額は約 5, 4 7 0 万円です。

このうち 6 年度において国から譲与を受けた森林環境譲与税が 2, 7 8 0 万円となりきまして、全額事業費に充当という形で使用しております。

続きまして、令和 7 年度の事業実施予定について報告いたします。

資料の 1 ページ目、下段を御覧ください。

まず、複数個所の森林維持管理業務として、①森林緑地等維持保全業務委託、④緑地

維持管理委託を予定しており、事業費は併せて約1,770万円となります。

続きまして、②清水谷産材活用事業として、市内公園のサークルベンチ座面の交換修繕を予定しています。

③清水谷等重点保全業務委託については、令和5年度・6年度に引き続いて実施してまいります。今年度は越境木の伐採を中心とした内容を予定しており、事業費は約880万円となっています。

⑤赤羽根字十三区周辺特別緑地保全地内用地取得経費については、買い入れの申し出があった2筆約800㎡を購入する予定となっています。

令和7年度における新たな取り組みとして、⑥森林木材の普及啓発等において、森林や木材の利用に関する啓発のため、木育ワークショップを企画しています。

詳細は後程別途報告いたします。

簡単ではございますが、説明は以上です。

○会長

ありがとうございます。

最後のその他の議題も森林環境譲与税に関する事業ですね。

○事務局

はい。

○会長

そうしましたら併せて御報告いただければと思います。

議題3 その他

○事務局

それでは、今年度を実施予定の木育ワークショップについて説明させていただきます。お配りしております資料3を御確認ください。

本イベントは、森林環境譲与税活用事業の一つで木材の再利用に関する普及啓発のため、子供たちに木材と触れ合う機会を設けることで将来における木材の消費拡大につなげることを目的として実施します。

イベントの詳細につきましては、神奈川県産の木材を使用し、木の香りや手触りなど五感を使って木を感じながら学ぶということをコンセプトとしており、クイズ形式や実際に積み木パズルを作って木材に触れることで森林について学んでもらうことを考えております。対象は、小学校1年生から3年生の親子10～15名程度を想定しており、参加費は無料となります。開催時期については、夏休み期間である8月のお盆の時期を予定しております。

また、参加人数が限られていることから、今後市のホームページやSNSを用いて周知を行ってまいります。木育ワークショップについて説明については以上となります。

○会長

ありがとうございます。

資料2、3について、森林環境譲与税の昨年度の実績と今年度の予定、それから新しいものとして木育のイベントを来月実施するという紹介をいただきました。

何か御質問はございますか。

○岡田委員

令和6年度と7年度を比較すると、森林環境譲与税が事業費に占める割合について、森林環境譲与税の活用が本格的になったのかなという印象がありますが、そもそも森林環境譲与税と一般財源とのすみ分けがこの表をただだけではわからず、又まちづくり基金との関係であるとか、そのあたりを教えていただけたらと思います。

○事務局

令和6年度と7年度での事業費に対しての森林環境譲与税の割合については、主に補助金が入っているものと入っていないもので金額的な差が生じています。

令和6年度は国の補助金を複数事業に充当したり、あとは市債の方を充てていたり、交付金以外の財源を入れた事業が一部ありましたが、令和7年度につきましては、補助金を用いる事業は2事業となっており、その点で金額的な差が生じております。

また、どのように森林環境譲与税と一般財源のすみ分けをするかというところですが、基本的に北部地域の森林に関する事業については、森林環境譲与税を優先的に使う形をとっております。

ただ、景観みどり課だけではなく、森林環境譲与税は公園緑地課の方も使用しており、

もともと公園緑地課で定例的に使用していた一般財源に併せて森林環境譲与税を使用できることとなり、両方とも使っていくこととしております。

3点目のみどり基金と森林環境譲与税基金のすみ分けにつきましては、森林環境譲与税が基本的に北部の森林の整備に関する事業に充てるのに対し、みどり基金については市街地の緑地の保全や、みどりの保全のための調査・研究に充当しております。

森林環境譲与税が設立される前は、北部の用地取得にみどり基金を当てているケースもありましたが、森林環境譲与税が交付されるようになってからは、そのような整理をしております。

○岡田委員

すみ分けがきちんとなされているということで承知しました。

優先して森林環境譲与税を使うという説明がありましたが、まず必要な事業があって、その事業が森林環境譲与税を使える事業であればそこに充当するということでしょうか。

イメージとしては、森林環境譲与税がプラスされたことで、森林関係の事業が充実するという印象を持っていたので、そのあたりの考え方を教えてください。

○事務局

森林環境譲与税が新設されたことで、既存の事業に置き換えてこのお金を使っているというわけではなくて、やはり今まで一般財源を用いてではわずかしかなかった事業を拡充して、もっと広く新しい取り組みに使っております。

○小谷委員

個人的に興味があり、新しく始めるワークショップについて、このような取り組みはいいなと思います。1回50万円ぐらいとあり、否定してるわけではありませんが、すごい金額ですね。

○事務局

資料が見つらく申し訳ありませんが、ワークショップそのものに用いる費用は、予算額と同額ではなくて、ワークショップ自体は55,000円となっております。

資料に記載の金額は、森林に係る消耗品の購入などの金額と合わせた額となっております。

○会長

ありがとうございます。

今年昨年度の森林環境譲与税について御説明をいただきました。

議題としては以上となります。

○次回の審議会は、11月5日（木）午前10時から開催する予定とした。

以上